

関係法規

- 【No. 43 型式承認等に要する期間短縮】……………p.3
- 高圧ガス保安法（容器又は附属品の型式の承認）第49条の21 第49条の23第2項
 - 容器保安規則 第57条 第60条
 - 国際相互承認に係る容器保安規則 第48条 第51条
 - KHK 容器等製造業者登録調査マニュアル
- 【No. 45 品質管理方法の見直し】…………… p.4
- 高圧ガス保安法（登録の基準）第49条の7第3号
 - 国際相互承認に係る容器保安規則 第34条第2項
 - 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 第58条の2
 - UN-R134 9.3項
- 【No. 52 燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和】…………… p.5
- 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 第59条第3項
 - UN-R134 5.6項
- 【No. 55 容器等製造業者登録の更新の見直し】……………p.6
- 高圧ガス保安法（登録の更新）第49条の9
 - 高圧ガス保安法施行令（登録容器等製造業者等に係る登録の有効期間）第11条
 - 容器保安規則 第47条
 - 国際相互承認に係る容器保安規則 第37条
- 【No. 58 充填可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容】……………p.7
- 高圧ガス保安法第（容器再検査）49条
 - 容器保安規則 第26条
 - 容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 第22条

関係法規の正式名称と略称

正式名称	略称
【法律】	
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高圧ガス保安法
【政令】	
高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）	高圧ガス保安法施行令
【省令】	
一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	一般則
容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	容器則
国際相互承認に係る容器保安規則	国際容器則
【告示】	
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五号）	容器則告示
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）	国際容器則告示
【通達】	
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） （20140625 商局第 1 号）	内規
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20140625 商局第 6 号）	一般則例示基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）	容器則例示基準
特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20160920 商局第 4 号）	特定則例示基準
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（内規）	事故対応要領（内規）
【自主基準】	
高圧ガス保安協会基準	KHKS
【国際協定規則】	
協定規則第 134 号 水素燃料車（HFCV）の安全関連性能に係わる自動車およびその構成部品の 認可に関する統一規定	UN-R134
【法律】	
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	道交法
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	道路運送車両法
【省令】	
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）	保安基準
【告示】	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第 619 号）	保安基準細目告示

【NO.43 型式承認等に要する期間短縮】

高圧ガス保安法

(容器又は附属品の型式承認)

第49条の21 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

(指定容器検査機関等の試験)

第49条の23 2 前項の試験を受けようとする登録容器等製造業者は、次の事項を記載した申請書に第49条の21第3項の経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及び同項の経済産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

容器則

(容器の型式承認の申請)

第57条 法第49条の21第1項及び法第49条の33第1項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第25の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験の申請)

第60条 法第49条の23第1項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第27の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

国際容器則

(容器の型式承認の申請)

第48条 法第49条の21第1項及び法第49条の33第1項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第22の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験の申請)

第51条 法第49条の23第1項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第23の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

(非法令) 高圧ガス保安協会 容器等製造業者登録調査マニュアル

8. 容器等の型式承認

容器等製造業者が、自ら製造した容器又は附属品に対して自社内の検査体制により検査を行い流通させるためには、大臣による登録を受けた後、当該容器等事業区分の範囲内で法第49条の21に規定する当該容器又は附属品の型式に対する大臣による型式の承認を受けなければならない。

【NO.45 品質管理方法の見直し】

高圧ガス保安法

(登録の基準)

第 49 条の 7 第 3 号 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

国際容器規則

(品質管理の方法及び検査のための組織)

第 34 条第 2 項 法第 49 条の 7 第 3 号の経済産業省令で定める技術上の基準は、日本工業規格 Q9001 (2008) 又は国際規格 ISO9001 (2008) の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの (登録容器製造業者にあつては、容器を適切な方法により回収すること及び経済産業大臣が定める試験を含む。) とする。

国際容器規則告示

(品質管理の方法及び検査のための組織に係る試験)

第 58 条の 2 規則第 34 条第 2 項の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、容器の型式ごとに行う協定規則第百三十四号 9.3. に定める耐圧試験その他の試験とし

UN-R134

9.3. 圧縮水素貯蔵システムの場合、容器の生産管理は以下の追加要件を満たすものとする。

9.3.1. すべての容器を本規則の 5.2.1 項に従ってテストするものとする。

9.3.2. バッチテスト

いかなる場合にも、完成品のシリンダもしくはライナー (破裂テストのシリンダもしくはライナーを含まない) の 200 個を上限とする各バッチまたは連続生産の 1 シフトのいずれか数が多い方について、少なくとも 1 つの容器に対して 9.3.2.1 項の破裂テストを実施し、さらに少なくとも 1 つの容器に対して 9.3.2.2 項の圧力サイクルテストを実施するものとする。

【NO.52 燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和】

国際容器則告示

(登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第59条第3項 規則第53条第2項の経済産業大臣が定める方式は、前2項各号に掲げる事項を明瞭に、かつ、消えないように、票紙に表示したものをフープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式又はアルミニウム箔に打刻したものその他適当な材質に表示したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式とする。

内規

(9)の4 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について

第59条関係

第3項中「その他適当な材質に表示したもの」とは、アルミニウム箔に打刻したもののほか、塩化ビニル、アクリル、ポリエステル又はPP 合成紙に表示したものをいう。

UN-R134

5.6. Labelling (ラベリング)

A label shall be permanently affixed on each container with at least the following information: name of the manufacturer, serial number, date of manufacture, MFP, NWP, type of fuel (e.g. "CHG" for gaseous hydrogen), and date of removal from service. Each container shall also be marked with the number of cycles used in the testing programme as per paragraph 5.1.2. Any label affixed to the container in compliance with this paragraph shall remain in place and be legible for the duration of the manufacturer's recommended service life for the container. (少なくとも以下の情報を記載したラベルを各容器に恒久的に貼付するものとする：メーカーの名称、製造番号、製造日、MFP、NWP、燃料種別（たとえば水素ガスを表す「CHG」）、および使用の解除日。各容器には、5.1.2 項によるテストプログラムで用いられたサイクル数もマーキングするものとする。本項に従って容器に貼付されるラベルは、その容器に関するメーカー推奨の使用寿命の期間を通して所定位置にとどまり、かつ判読できるものとする。)

Date of removal from service shall not be more than 15 years after the date of manufacture. (使用の解除日は、製造日から15年後以内であるものとする。)

【NO.55 容器等製造業者登録の更新の見直し】

高圧ガス保安法

(登録の更新)

第49条の9 第49条の5第1項の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

高圧ガス保安法施行令

(登録容器等製造業者等に係る登録の有効期間)

第11条 法第49条の9第1項(法第49条の31第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、5年とする。

容器則

(登録の更新)

第47条 法第49条の9の登録の更新を受けようとする者は、第41条第1項の規定の例により、申請をしなければならない。

国際容器則

(登録の更新)

第37条 法第49条の9の登録の更新を受けようとする者は、第31条第1項の規定の例により、申請をしなければならない。

【NO.58 充填可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容】

高圧ガス保安法

(容器再検査)

第49条第2項 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

容器則

(容器再検査における容器の規格)

第26条第3項 法第49条第2項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器は、第1項第1号の例により外観検査（外面に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。
- 二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。
 - イ 容器ごとに行うこと。
 - ロ 漏れがないものを合格とすること。
- 三 その他告示に定める基準に適合するものであること。

容器則告示

(容器再検査における容器の規格)

第22条

2 規則第26条第3項第3号及び第4項第4号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 二 自動車に装置されている容器にあっては、次に掲げるものとする。
 - イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車台番号と同一であること。
 - ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。
- 三 自動車に装置されていない容器にあっては、自動車に装置されたことがないものであること。